

林家の学術と歴史書の編纂

武田 祐樹

一 はじめに

『本朝通鑑』は神代から慶長一六年（一六一一）までを扱った漢文体の編年史である。「本朝通鑑首巻」二巻、「本朝通鑑提要」三〇巻、「本朝通鑑附録」五巻、「本朝通鑑前編」三巻、「本朝通鑑」四〇巻、「続本朝通鑑」二三〇巻から成り、全て三二〇巻である。本邦では「六国史」以降の正史を欠いているという認識の下、將軍の命によって編纂された歴史書である^①。

『本朝通鑑』の研究史については藤實氏による論文でまとめられているが、いま本論述にあたり、必要な範囲で先行研究の論点と問題を挙げておこう。幕府の支援により全国から古文書を収集しようとしたことを評価される一方で、出典を明記しないことや史料批判の未熟性が指摘されてきた^②。また、歴史的事実に道徳的批判を加えようとする立場が見いだされる一方で、その不徹底性が指摘されてきた^③。あるいは、『本朝通鑑』が官撰の歴史書であることを、徳川幕府の正統性を明らかにすることと関連させて理解されてきた^④。

総じて『本朝通鑑』の持つ官撰の歴史書としての性格を、『本朝通鑑』内部における羅山と鶯峯の個別の歴史叙述の解釈に反映させずに読まれてきた。『本朝通鑑』の編纂は林羅山（一五八三～一六五七）と林鶯峯（一六一八～一六八〇）の親子の二代にわたる事業であるが、両者の差異に着目された研究としては、『本朝通鑑』の草稿を用いることで

羅山から鷲峯への展開を認めようとする研究が現れた。^⑦

従来、『本朝通鑑』は史学史の視点から論じられる一方で、『本朝通鑑』自体の編纂目的や意図に対する十分な検討が行われてこなかった。また、林羅山や林鷲峯の学術について、彼らが幕藩体制下において担っていた役割との関連から論じられるということが、十分に行われてこなかった。本稿では『本朝編年録』や『本朝通鑑』の草稿や、鷲峯による日記である『国史館日録』を利用して、彼らが編纂した歴史書の性格や編纂過程における苦心を、彼らの視点に出来る限り寄り添って明らかにしたい。そして、実際の仕事に即して彼らの学術の特質を論じたい。

本稿ではまず『本朝通鑑』が完成するまでの経緯を追跡する。次に『本朝通鑑』編纂の方針やその性格を論じたい。次に編纂過程で生まれた草稿と最終的に幕府に献上された清書本と中書本を校合した国書刊行会版『本朝通鑑』とを比較検討することで、彼らが武家による正史を編纂するという重責にいかに応えたのかを明らかにする。最後に寛永末年から寛文後半という幅で、当時の林家の学術の特質を論じたい。

二・『本朝編年録』編纂の経緯

寛永二十二年（一六四四）、羅山は將軍徳川家光から日本の通史を編纂するよう命じられた。これが『本朝編年録』であり、後の『本朝通鑑』正編四〇巻に相当する箇所である。羅山は神武天皇^⑧から持統天皇までの草稿を鷲峯に作成させ、同年一〇月一四日に献上した。^⑨この際に『本朝編年録』の首巻として「本朝王代系図大綱」が併せて献上された。^⑩この「本朝王代系図大綱」は神武天皇から後西天皇までの天皇の系図であり、内閣文庫所蔵本『本朝編年録』草稿に付されている。これによって『本朝編年録』では収録されなかった宇多天皇以降の歴史に対する、羅山の見解が窺いうる。その後、羅山は文武天皇から嵯峨天皇弘仁六年三月までの草稿を林読耕斎（一六二四～一六六一）に作成させる。^⑪読

耕齋が眼病を患って編纂に関わることが出来なくなると、代わりに羅山が筆を執り、淳和天皇までの草稿を羅山自身が作成して正保二年（一六四五）に献上した^⑫。淳和天皇から宇多天皇までは侍史に草稿を作成させて羅山がこれを監督するという体制を布いたが、細かい所まで監督の目が行き届かず、宇多天皇までを最後に『本朝編年録』の編纂は途絶してしまった^⑬。

三、『本朝通鑑』編纂の経緯

寛文二年（一六六二）一〇月三日、鶯峯は酒井忠清を通して將軍徳川家綱から、途絶した『本朝編年録』編纂を再開するように命じられ、「編集条目」数十件を開陳する^⑭。だが、それからおよそ一年半の間、何ら具体的な進展を見ないまま寛文四年に至り、鶯峯は酒井忠清に『本朝編年録』の編纂が進まない原因を詰問される。鶯峯は史料・人材・資金の不足を訴え、『寛永諸家系図伝』を引き合いに出して幕府からの協力がなければ達成困難な事業であることを訴える。だが、酒井忠清は笑うばかりで、鶯峯の訴えを聞き入れようとしない。ひとまず編纂事業を監督する奉行を選定することが決まる^⑮。同年八月二二日、幕府から資金が供出され筆吏らが雇われることに決まるが、鶯峯は不満の色を露わにする。また『寛永諸家系図伝』を前例として引き、動員できる人員がその時の半分にも満たないと言い、これでは寡兵で城攻めをするようなものであると例え、この事業に自分の精力は尽き、死ぬとまで言う。さらに、酒井忠清が冗談として受け取ったと見るや、さらにこれは冗談ではないと念を押す。この時は阿部忠秋が取り成すが、鶯峯の顔色はその場にいた者全員が驚かすにはいられないような有り様であったという。翌日、鶯峯は酒井忠清宅に赴いて前日の非礼を詫びるが、次第に感情が昂ってきたのか、自分一人が生きていればどんなに遅れても『本朝編年録』は完成するが、もし自分が死んでしまえば他の者が何人いようと完成しないだろうと言い出す。すると、ようやく酒井忠清が「吾必不

捨子（吾必ず子を捨てず）」と協力を確約するに至り、同年一〇月以降、史料収集の命が下り、「本朝編年録」の表題を『本朝通鑑』と改め、編纂に参加する者への月俸が定まり、人員が増加する。また、「本朝通鑑条例」一六件を狛高庸に清書させ、この「本朝通鑑条例」を起筆に備えて国史館の壁に貼り付けた。同年一月一日に正式に『本朝通鑑』の編纂が開始した。

修史活動が始まると、四人の撰者が皆それぞれの担当する年代の草稿作成を開始する。撰者の一人である林梅洞が寛文六年九月一日に没したため、梅洞がすでに作成した長徳年間以降については、鶯峯が草稿作成を引き継ぎ、寛文七年（一六六七）七月二十八日に梅洞が担当するはずであった箇所の草稿を作り終えている。また、草稿作成が遅れていた友元の担当箇所については、正応元年から文保二年までを伯元の担当としている。梅洞・鶯峯以外の撰者は、友元が寛文八年五月二一日に、伯元が寛文七年八月五日に、鳳岡が寛文八年八月一六日に、それぞれの担当を終え、草稿は全て鶯峯による改正を経ることとなる。

『本朝通鑑』は一応のところ寛文一年六月二二日に献上されるが、この時点で鳳岡の担当箇所が全てに渡って鶯峯の改正を経ていなかったため、元龜元年以降の三〇巻については、寛文一〇年一〇月一八日に献上された。以上が「続本朝通鑑」二三〇巻である。

撰者が草稿作成を始める一方で、鶯峯は『本朝編年録』を「本朝通鑑」正編として体裁を整えて取り込もうとした。寛文四年一〇月二二日、正式に国史館の活動が始まる前から『本朝編年録』の旧稿二種類を手元に置いて筆写させ、一月九日にこの新写本への加点を開始し、寛文五年二月二三日に終了してから校合を繰り返す。寛文七年八月一二日には清書本が成り、やはり寛文一〇年六月一二日に「本朝通鑑」正編四〇巻として献上された。

『本朝通鑑』編纂の経緯を見ると、この事業を楽観的に捉える幕府と、『本朝編年録』の途絶を体験し、幕府の協力な

しには達成できないほど困難であると考え、鷲峯との認識の相違が窺える。鷲峯は『本朝編年録』編纂途絶の原因として、史料の不足、將軍家光と羅山の死と共に「遺書難私求（遺書私かに求め難き）」ことも挙げている。²⁸『本朝通鑑』編纂ために鷲峯は、幕府の支援の下に史料収集を行っている。紅葉山文庫所蔵和書の利用や、大名家や寺社、朝廷にまで協力を求めたこれらの史料収集活動は「私」という体ではない。鷲峯は『本朝編年録』編纂時の幕府からの支援が不十分であったと考えていた節があり、それを教訓として、『本朝通鑑』編纂時に積極的な働きかけを行うことによつて幕府の支援を確約させることで、『本朝通鑑』は『本朝編年録』よりもその公的な性格が強化されたのである。

四 『本朝編年録』および『本朝通鑑』の草稿

『日録』の寛文一〇年九月二十九日の記事を見ると、『本朝通鑑』には清書本・中書本・下書その他に、さらに卷子本が一本存在したことがわかる。この内の清書本と中書本は内閣文庫が所蔵しており、この二者を校合したものが国書刊行会版の『本朝通鑑』である。それ以外の、編纂過程で生まれた草稿を表として整理しておく。

『本朝編年録』および『本朝通鑑』の草稿一覽	巻冊	収録範囲	形態	その他
『本朝編年録』草稿				
内閣文庫所蔵本	一六巻一七冊	「神武天皇紀」から「淳和天皇紀」及び「本朝王代系図大綱」	冊子体	「江雲酒樹」印
国立国会図書館所蔵本	一卷一冊	「仁明天皇紀上」	冊子体	「読耕斎之家蔵」印
『本朝通鑑』草稿				
足利学校所蔵本	五五巻（一五巻分を欠く）四〇冊	「後白河天皇紀」から「後宇多天皇紀」まで	冊子体	卷子本を冊子体に綴じ直した痕跡

『本朝編年録』の草稿としては、内閣文庫所蔵本と国立国会図書館所蔵本が存在する。内閣文庫所蔵本には、天皇の系図である「本朝王代系図大綱」が収録されている。

国立国会図書館所蔵の『本朝編年録』草稿は「本朝通鑑」正編においては第二五卷に相当するが、中身を見ると巻首に「本朝通鑑第二十三卷」と書してあり、その脇にある張り紙の下には「本朝編年録卷之十七」と透けて見える。これは『本朝編年録』が『本朝通鑑』へと組み込まれてゆく過程を示すものである。鴛峯は自身と、読耕齋の子林春東（一六五四―一六七六）が所持していた旧本の書体を正して筆写させ、『本朝編年録』を「本朝通鑑」正編として取り入れたのである。^②

足利学校所蔵の『続本朝通鑑』は冊子の形態で保存されているが、開いてみると紙と紙を繋ぎ合わせて跡が残っており、本来卷子本としてあったものが後に手を加えられて冊子の形態となったことが見て取れる。

内閣文庫と国会図書館の所蔵本からは羅山の時点での『本朝編年録』の状態が窺え、足利学校所蔵本からは『本朝通鑑』編纂の初期の草稿の様子が窺える。これらと最終的に献上された清書本・中書本を校合した国書刊行会版の『本朝通鑑』を比較することで、『本朝通鑑』が成立する過程でいかなる改正を経たのかが見て取れるのである。

五. 『本朝通鑑』の編纂方針と官撰の歴史書としての性格

「本朝通鑑条例」は『本朝通鑑』編纂初期の鴛峯の方針を示しており、そこには早くも「六国史」以降の正史の欠落（第一条）とそれを補う史料の不足（第一六条）や、延喜以降の藤原氏の専横から院政、そして保元以後武家へと政權が移ってゆくこと（第六条）が指摘されている。特に最後に挙げた政權の移り変わりについては、これこそが国家の移り変わりであって、筆を取る者は知らない訳にはいかないと強調している。

また、「本朝通鑑条例」を国史館の壁に貼り付けた日の記事には、野間三竹との対話についても記されている。^②『本朝通鑑』を朱子の『資治通鑑綱目』に倣つてはどうかと勧める三竹に対して、鷺峯はそのつもりがないことを告げる。理由としては、日本の歴史については公言し難いことがある点、正邪のはっきりしないことがある点などを挙げている。だが、『本朝通鑑』が完成した暁には、あくまで個人的な著作として『資治通鑑綱目』に倣つた歴史書を編みたいとも述べている。つまり、鷺峯は『本朝通鑑』が公的な性格を持つことを理由にして、宋英宗の命令により編纂が行われた『資治通鑑』に倣い、私撰の歴史書である『資治通鑑綱目』を取らないと言っているのである。そして、『本朝通鑑』は実事に依拠して直書すると述べている。

編纂が実際に始まる以前から、鷺峯は『本朝通鑑』が公的な性格を持つことを自覚しており、武家が権力を握つてゆく歴史の変遷を重視していた。また、あくまで実事に依拠して直書するという方針を持っていたのである。一方で、後々鷺峯が頭を悩ますことになる安徳天皇と後鳥羽天皇の東西両立や南北朝期の正閏といった問題については、この時点でははつきりとは触れられておらず、鷺峯が明確な方針を持っていたわけではなかったことがわかる。

編纂が始まって間もない寛文四年一月二八日、鷺峯が徳川光圀を訪ねると、光圀から安徳天皇と後鳥羽天皇の東西両立や南北朝期について、いずれを正統とするかを正面から尋ねられる。鷺峯は自分のはつきりとした方針を持っていないことを明らかにして『本朝編年録』の時を振り返り、羅山がその問題について悩んでいたことに触れる。大友皇子と大海人皇子について、羅山が大友皇子を天皇の一人に数えなかったのは上覧の書、すなわち將軍に献上する書であったからであると言う^③。その後、草稿の作成が進み^④、改正を行うにつれて、段階的に鷺峯の考えも進み、安徳天皇と後鳥羽天皇の東西両立や南北朝期について、巻首に二人の天皇を掲げ、先帝・新帝という表記によって軽重を問わずに済むように処理するという方針を固めるに至るのである。鷺峯が固めた方針は「続本朝通鑑序」や「本朝通鑑凡例」三十

七条として結実する。

「統本朝通鑑序」において、鴛峯は『本朝通鑑』を將軍の閲覽に備える書であるとした上で、道徳的批判を加えたりしないと述べる。だが、それでも事に依拠して直書すれば義が現れる^⑧と言う。鴛峯の言う「事」や「直書」から、厳密な史料批判を通じて客観的な事実を導きだそうとする態度を見るのは近現代の人間の発想である。また、「義」という言葉から、道徳的価値判断を歴史に持ち込もうとする態度を見る立場については、鴛峯自身がこれを否定している^⑨。鴛峯はここまで見てきたように、幕府の協力によつて、將軍という極めて限定された読者の閲覽に備えるために、文字通り「政治」に「資」するという目的を持つ『資治通鑑』に依拠して、武家が権力を握るに至る本邦の変遷を重視した歴史書を編纂したのである。以上が『本朝通鑑』の性格である。

六．具体的な事例

羅山は「本朝王代系図大綱」において大友皇子を天皇に数えておらず、天智天皇から天武天皇へと線をつないでおり、『日本書紀』を踏襲したかのように見える。だが、『本朝編年録』においては、壬申の乱を「天武天皇紀」ではなく「天智天皇紀」に繋げている。これは『日本書紀』が壬申の乱を「天武天皇紀」に繋げて、天武天皇が天皇であることを前提に置き、天智天皇死後の争乱を天武天皇の統治が始まる前史として扱っていることと異なっている。したがって、『日本書紀』では壬申の乱の最中でも天武天皇の一人称は「朕」となる。天武天皇が天皇になるべくしてなった正統な君主であることが端的に示されているわけである。これと異なる立場を打ち出す『本朝編年録』では、当然異なる記述が行われる。

太弟曰。朕吾所以讓位者。為治病全身也。然今必承福禍。則何黙亡身哉。

(内閣文庫所蔵一七冊本『本朝編年録』、第五冊)

太弟曰く、朕吾位を讓る所以は、病を治し身を全うせんが為なり。然れども今必に福禍を承くべくんば、則ち何ぞ黙して身を亡ぼさんや。

天武天皇が、大友皇子の動靜報告を受けて、近江朝廷と戦うことを決意する場面である。草稿における訂正の跡を縦線で示した。一七冊本では天武天皇の一人称が「朕」となっているところを「吾」と改めており、これは『日本書紀』の記述に引つ張られて書き誤ったものであると分かる。同じく一七冊本では「福」と書いてある所を「禍」と改めている。これらは、『本朝通鑑』では訂正されている。

『本朝編年録』や『本朝通鑑』では、このように天武天皇の一人称を「吾」としており、これはこの時点では天武天皇が天皇ではないことを示すとともに、大友皇子が勝利する可能性を示唆している。

羅山は天武天皇と大友皇子に対して次のような見解を示している。

今按日本紀。繫今年於天武紀。然大友在朝為儲君。則天命雖不遂。其正統可有辨也。

(内閣文庫所蔵一七冊本『本朝編年録』、第五冊)

今按ずるに日本紀は、今年を天武紀に繫く。然れども大友朝に在り儲君為れば、則ち天命遂げずと雖も、其の正統辨ずること有るべきなり。

羅山は天武天皇を正統な天皇と見なす『日本書紀』の立場に対して、議論の余地が有ることを指摘し、壬申の乱の時点でまだ天下の趨勢が明らかではなかったという、事実に拠って歴史を見直したのである。

羅山は「本朝王代系図大綱」において、一見『日本書紀』が示す立場を追認する素振りを見せる。ところが、壬申の乱の顛末を「天智天皇紀」に繋げ、その末尾で天武天皇の正統性への疑問を唱えるという、実に周りくどいやり方でもって『日本書紀』と異なる立場を打ち出したということがわかる。

羅山の後を受け、鸞峯は『本朝編年録』に附されていた系図を削除しつつも、『本朝通鑑』において壬申の乱の顛末を「天智天皇紀」に繋げて、「天武天皇紀」以前の大海人皇子の一人称を「吾」としている。羅山の路線を踏襲したのである。

次に安徳天皇と後鳥羽天皇の事例を見たい。羅山は「本朝王代系図大綱」において安徳天皇の在位期間を三年としている。これは寿永二年（一一八四）に後鳥羽天皇が即位したことを受けて、安徳天皇から後鳥羽天皇へと位が移ったことを示している。その後、元暦二年（寿永四年）に海に没するまでの安徳天皇は天皇ではないという立場を示しているのである。

この後を受けた鸞峯が安徳天皇と後鳥羽天皇のいずれを正統とするか悩んだことはすでに述べた通りである。鸞峯は巻首における二帝の併記と先帝・新帝という表記法によってこの問題を解決しようとしたのであるが、実際に『本朝通鑑』を見ると、鸞峯が自分で定めた基準に必ずしも忠実でないとわかる。

統本朝通鑑卷第七十四 自元暦元年三月至同年十二月

弘文院学士林恕撰

安徳天皇小九

後鳥羽天皇二

甲 元 寿永三年

辰 曆 元曆元年

(足利学校所蔵四〇冊本『統本朝通鑑』草稿、第一七冊)

足利学校所蔵本第一七冊の巻首からの引用である。縦線を引いて示した文字は、一度書かれた跡があるものの白くかすれており、その上から新たに濃い墨で訂正されたものである。国書刊行会版では訂正されている。

ここで鶯峯は自身で決めた方針の通り、二人の天皇を対等に扱おうとしているように見える。だが、巻数の下に細字で記されている「自元曆元年三月至同年十二月」という表記のために、後鳥羽天皇の方に軽重が傾いているのである。後鳥羽天皇を正統とする意識があるからか、一度元曆と大書したものの方針に反することに気づき訂正し、元曆元年と寿永三年を併記するという改正の跡が残っているのである。

尼佩宝剣。挟神璽。抱帝投於海。時帝八歳。(中略) 建礼門院太后見帝没海。

(国書刊行会版『本朝通鑑』、第九冊)

尼宝剣を佩き、神璽を挟み、帝を抱き海に投ず。時に帝八歳。(中略) 建礼門院太后、帝海に没することを見る。

二位尼平時子が安徳天皇を抱えて入水自殺を試み、それを建礼門院平徳子が目撃するとう場面である。「没」字は世

を去るといふ意味の「歿」字に通じるため、たとえ海に沈むといふ意味で用いるとしても不用意な表記法である。ましてや、鷲峯は天子と上皇の死は「崩」と表現するといふ規定^⑤を行つているのであるから、それに従つて「帝海に没して崩ず」と補えばそれですむところを、このような配慮を欠いた書き方をしているのは、鷲峯が微意を表しているからに他ならない。つまり、鷲峯は羅山の立場を踏襲し、安徳天皇を天皇と認めていないことがこの箇所でも回りくどく示されているのである。

羅山と鷲峯は安徳天皇よりも後鳥羽天皇に重きを置いた、だが無条件に後鳥羽天皇の正統性を主張しているわけではない。「続本朝通鑑」の各巻首には歴代天皇の治世の概略が記されているが、安徳天皇と後鳥羽天皇のどちらについても実際の権力が平氏や源氏にあり、政権が武家に移る時期であつたことが主張されている^⑥。つまり、鷲峯は羅山の方針を踏襲しつつもより角が立ちにくい書き方で、しかし見る者が見れば東西二帝に軽重の差を設ける記述を行い、しかしどちらを立てようとも武家が実権を握つていたことに変わりがないことを主張したのである。

次に南北朝期について見ると、羅山は「本朝王代系図大綱」において後醍醐天皇の在位期間を十三年としている。光厳天皇の即位をもつて後醍醐天皇の治世が終わつたという立場を示しており、その後の南朝の各帝を全く天皇と認めていない。後村上天皇のみが吉野殿として名前を連ねているが天皇として数えられておらず、その後については存在さえ抹消されている。

これを受けて鷲峯は先帝・新帝といふ処理をするのは後醍醐天皇までであり、その後についてはこの方針を取らず北朝の天皇を単に帝と呼び、吉野の政権を南帝・南朝と呼ぶ事で差を設けると明言している^⑦。「続本朝通鑑」巻第一三二の巻首には、光明天皇と後村上天皇が併記されているが、後村上天皇には南朝の二字が付け加えられている。両者の間には差が設けられている。この巻は「南朝後村上天皇紀」の最初であるため、後村上天皇の略歴が記されているが、後

半部の「按ずるに」以降で後醍醐天皇の以降については、北朝系でその後の皇統が続いたという推移を鑑みて、北朝を正統とすると言明されているのである。『本朝通鑑』においては、後醍醐天皇以降の南北朝期の出来事は北朝に繋けてあり、単純に両朝を併記するという訳ではなく両朝に差を設けられている^⑧。そして、鴛峯はこの南北朝期について、結局のところ実権を持っていたのは武家であり、あくまで武家の時代であると位置づけているのである^⑨。

羅山と鴛峯による歴史書の編纂とは、武家による政権が生まれて行く過程を、道徳的な価値判断や客観的な事実ではなく、実際の権力の所在に重点を置いて描くものであった。系図を用いた羅山の明確さと比べれば、鴛峯のとつた方針は婉曲であった。だが、鴛峯は羅山の時に修史事業が途絶した経緯を踏まえた上で幕府の支援を得ることに腐心し、慎重な態度で『本朝通鑑』の編纂を完遂したのである。

七．おわりに

『本朝通鑑』が献上されると、幕閣たちはこれを「本朝無双の大部」、「太平の盛事」と祝福した。「太平」とは徳川幕府の実力で維持されてきた太平である。だが、編纂期間中に刊行の話が浮かびつつも、この「本朝無双の大部」は江戸時代を通じて写本でのみ伝わり、出版されることはなかった。『本朝通鑑』が想定する読者は將軍その人のみであり、広く万人に開かれていなかったのである。『本朝通鑑』の目的とは、將軍にただ武家が権力を握るに至った経緯を知らしめ（扱事直書）、権力を失えば幕府に都合の良い「太平」など崩れ去ってしまうこと（義自見）を教え、教訓とさせること（資治）だけであった。羅山が『日本書紀』と異なる立場を打ち出しつつも、結局は天武天皇を正統としたのは天武天皇が勝者だからである。鴛峯が安徳天皇よりも後鳥羽天皇に重きを置いたのは、安徳天皇を抱えていた平氏が源氏に破れたからである。南北朝期の記述において、北朝が正統とされ南朝が劣った扱いを受けたのも、その後の皇

統が北朝系で移っていったからである。

歴史書の編纂を通して見た羅山と鷲峯の学術とは、將軍という極めて限られた読者を対象とした、徳川幕府による「太平」の継統という限定された目的を担っており、この目的を「扱事直書」、すなわち権力の所在に重点を置いた歴史記述を行うことで遂行しようとするものだったのである。

【注】

- ① 林鷲峯「統本朝通鑑序」(鷲峯林学士文集、卷第八七、ベリかん社、一九九七年)による。以下「鷲峯文集」と略記する
- ② 藤實久美子「本朝通鑑」編集と史料収集——対朝廷・武家の場合——(史料館研究紀要、三〇号、一九九九年)
- ③ 花見朔巳「本朝通鑑考」(本邦史学史論叢、下巻、史学会、一九三九年)
- ④ 三浦周行「史学史一斑」(国史講座、第九卷、受験講座刊行会、一九三〇年)
- ⑤ 坪井九馬三「本朝通鑑に就いて」(国書刊行会々報、第七期第一号、国書刊行会、一九一八年)
- ⑥ 安川実「本朝通鑑の研究」(言叢社、一九八〇年)
- ⑦ 安川実「本朝通鑑の研究」(言叢社、一九八〇年)
- ⑧ 本稿において、地の文では全ての天皇を天皇と呼ぶ。
- ⑨ 「羅本朝編年録持統紀末」(羅山林先生文集、卷第五五、国書刊行会、一九一八年)による。以下「羅山文集」と略記する。
- ⑩ 「本朝王代系図跋」(羅山文集、卷第五五)
- ⑪ 「羅本朝編年録淳和紀末」(羅山文集、卷第五五)
- ⑫ 「嵯峨天皇紀跋」(本朝通鑑、卷第二四、国書刊行会、一九一八年)による。以下国書刊行会版「本朝通鑑」と略記する。
- ⑬ 「国史館日録」寛文六年三月二十九日(国史館日録、第二、統群書類従完成会、一九九八年)による。以下「日録」〇年〇月〇日と略記する。
- ⑭ 宇多天皇までの「本朝編年録」の成書年数については正保年中説と慶安三年説がある。詳しくは安川実「本朝通鑑の研究」(言叢社、一九八〇年)を参照。

⑮ 「日録」寛文二年一〇月三日。

⑯ 「日録」寛文四年春夏之際。

⑰ 「日録」寛文四年八月二一日。

⑱ 「日録」寛文四年一〇月一日。

- ⑱「日録」寛文四年一〇月二〇日。
 ⑲「日録」寛文四年一〇月三日。
 ⑲「日録」寛文四年一〇月二四日。
 ⑲「日録」寛文四年一〇月晦日。
 ⑲担当の割り振りは、鶯峯長男の林梅河（一六四三〜一六六六）が昌泰から久寿まで、人見友元（一六三八〜一六九六）が保元から文保まで、坂井伯元（一六三〇〜一七〇三）が元応から正長まで、鶯峯次男の林鳳岡（一六四五〜一七三三）が永享から慶長一六年までであった。
 ⑲友元については、寛文七年八月二三日から寛文八年五月二九日にかけてが、伯元については、寛文八年六月二日から寛文九年四月二六日にかけてが、鳳岡については、寛文九年五月二日から寛文一〇年七月二八日にかけてが、それぞれ草稿改定が行われた時期である。
 ⑲「本朝通鑑序」（『鶯峯文集』、卷第八七）
 ⑲「日録」寛文四年一〇月二四日。
 ⑲「日録」寛文四年一〇月晦日。
 ⑲「資治通鑑序」（『資治通鑑』、中華書局、一九五六年）
 ⑲「資治通鑑綱目序例」（修訂本『朱子全書』、第八冊、上海古籍出版社、二〇一〇年）
 ⑲「日録」寛文四年一月二八日。
 ⑲「日録」寛文六年六月六日。
 ⑲「日録」寛文七年一月二四日。
 ⑲「統本朝通鑑序」（『鶯峯文集』、卷第八七）
 ⑲「本朝通鑑序」（『鶯峯文集』、卷第八七）
 ⑲「本朝通鑑凡例」（国書刊行会版『本朝通鑑』、首巻）
 ⑲「安徳天皇紀一」（国書刊行会版『本朝通鑑』、第八冊）と「安徳天皇紀八・後鳥羽天皇紀二」（国書刊行会版『本朝通鑑』、第九冊）
 ⑲「後醍醐・光明」（本朝通鑑提要、巻第一七、国書刊行会、一九一八年）
 ⑲「光明天皇紀三・南朝後村上天皇紀一」（国書刊行会版『本朝通鑑』、第一冊）
 ⑲「皇運部」（国書刊行会版『本朝通鑑』、第二冊）
 ⑲「日録」寛文一〇年六月七日。
 ⑲「日録」寛文七年一月一〇日。

*討議要旨

井上泰至氏は、酒井忠清のような幕閣が林家の歴史書編纂の狙いに理解を示さなかったのは、林家の狙いがあまりにも学術的であったのに対して、幕

府としては系図を明らかにして家柄の格を上げてから武家儀礼を定めることが最重要事項だったからではないか、これを現代にも通じる政治と文化行政の問題と受け止めてよいかどうか、また、林家の歴史書編纂は一字の違ひによって歴史の褒貶を残していく、つまり春秋の書き方の伝統である『資治通鑑』に倣って行われようとしていたため、綱目体をとらなかつたということだが、徳川光圀の主張の方が理に適っており、一字褒貶は非常に難しいものであると改めて認識したが、何故林家は一字褒貶や『資治通鑑』に拘って書いたのか、と質問した。これに対して発表者は、一点目については、当時の幕府に取り、系図を明らかにして、家格を定めることの方が重要であつたということはその通りであると同意し、二点目については、光圀の主張や羅山・鷲峰の行為をどのように考えればよいかについては、以後の徳川時代の歴史書がそれぞれのように成立し、どうやって読まれてきたのかを更に検討せねばならないと思う、林家としては、広くたくさんの人のためになるような学問ということを意識していたのではないと考えるが、『大日本史』や『続史余論』についてはまた明言しかねる、と答えた。井上氏は返答を受けて、この時期、林家に形式的に入門した太平記関係の軍学者・長井定宗が綱目体で『本朝通紀』（元禄11）を記しているから、これを林家の歴史書と比較するとより面白くなるのではないかと提言した。